

6-ク 自発的活動支援事業実施要領

(目的)

第1条 この事業は、障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とし、その実施に対する費用の一部又は全部を助成するものである。

(対象者)

第2条 本事業の対象者は、原則として本市に在住し住民基本台帳に記載されている障がい者等又はその家族をはじめとする地域住民等により構成し、本市に拠点を置いて活動する団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は補助金の対象としない。

- (1) 政治活動、宗教活動又は営利活動を目的とする場合
- (2) その他市長が適当でないと認めた場合

(事業内容)

第3条 実施にあたり、障がい者等、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業として、次のいずれかの事業を実施すること。

- (1) ピアサポート
障がい者等やその家族が互いの悩みを共有することや、情報交換できる活動の支援に関する事業
- (2) 災害対策
障がい者等を含めた地域における災害対策活動の支援に関する事業
- (3) 孤立防止活動支援
地域で障がい者等が孤立することがないように見守る活動の支援に関する事業
- (4) 社会活動支援
障がい者等が自身の権利や自立について社会に働きかける活動の支援や、障がい者等に対する社会復帰活動の支援に関する事業
- (5) ボランティア活動支援
障がい者等に対するボランティアの養成や活動の支援に関する事業。
- (6) その他自発的活動支援に関する事業
上記以外に事業の目的を達成するために有効な事業

(事業申請)

第4条 助成金の支給を受けようとする者は、事業実施前に、長久手市自発的活動支援事業費申請書に事業内容の詳細がわかるものを添えて、福祉事務所長に提出しなければならない。

(助成の範囲)

第5条 助成額は、100,000円を上限とする。

2 費用が前項の上限に満たないときは実際に掛かる金額を上限とする。

3 助成金の交付は、1団体あたり同一内容の事業につき3回までとする。

(交付決定)

第6条 第4条の申請書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは長久手市自発的活動支援事業業費交付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(事業の中止)

第7条 申請者は、自発的活動支援事業を中止しようとする場合は、速やかに長久手市自発的活動支援事業中止申請書を提出しなければならない。

(実績報告及び請求)

第8条 助成の交付決定を受けた者は、事業についての実績報告書を当該事業終了後速やかに提出しなければならない。

(助成金の交付)

第9条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、助成金の交付をするものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。